

技能実習制度運用要領の一部改正について

平成 29 年 12 月 7 日

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成 28 年法律第 89 号)に基づく技能実習制度の運用に必要な事項を定めた技能実習制度運用要領について、趣旨の明確化等の観点から、下記のとおり必要な改正を行いましたので、公表いたします。

記

赤字が修正部分

通し 番号	該当 ページ	改正箇所	現行	改正
1	P38	【留意事項】	(追加)	【留意事項】 ○ 複数の法人が共同で技能実習を行う場合 ・ 共同で技能実習を「行わせる」とは、当該複数の法人が一体となって技能実習を行わせることであり、当該複数の法人がいずれも技能実習生に修得等させようとする技能等に係る業務を行っていることが必要となります。したがって、例えば2つの法人が共同で技能実習を行うとする場合、どちらか一方のみで技能実習を実施するといった計画は認められず、他方の法人においても少なくとも、技能実習の予定時間全体の12分の1以上、技能実習を実施する等、共同での技能実習の実体があることが求められます。 ・ また、技能実習を行う法人は、技能実習生に対し、雇用関係に基づき指揮命令し、当該法人の業務に従事させることで技能等の修得等をさせるものですから、複数の法人が共同で技能実習を行う場合にあっても、当該複数の法人と対象となる技能実習生との間には雇用関係が締結されていることが前提となります。ただし、この雇用関係については、一般的な雇用契約のみならず、在籍出向による契約(出向先と雇用契約を締結する場合だけで

				なく、出向元と出向先との出向契約のみで出向先が当該出向者を指揮命令できる場合を含む。)も含まれます。
2	P45	【用語の解説】	<p>○ 技能検定</p> <p>職業能力開発法に基づき、厚生労働大臣が政令で定める職種ごとに、厚生労働省令で定める等級に区分して、実技試験及び学科試験を行うこととされています(同法第44条第1項及び第3項)。なお、各等級の合格に必要な技能・知識の程度は以下のとおりです(同法施行規則第62条)。</p>	<p>○ 技能検定</p> <p>職業能力開発促進法に基づき、厚生労働大臣が省令で定める職種ごとに、厚生労働省令で定める等級に区分して、実技試験及び学科試験を行うこととされています(同法第44条第1項及び第3項)。なお、各等級の合格に必要な技能・知識の程度は以下のとおりです(同法施行規則第62条)。</p>
3	P50	【留意事項】 2つ目○	<p>○ 時間外労働等について</p> <p>時間外労働や休日労働、深夜労働については、技能実習が、技能等の修得等を目的として行われる以上、技能実習を行わせる合理的な理由がない限り、原則として行われることが想定されていないものです。したがって、技能実習計画において、時間外労働等を当初から予定した申請がされることは、原則として想定されていません。</p> <p>なお、やむを得ない業務上の事情等により、時間外労働等を行う必要が有る場合には、労働関係法令を遵守して行うことはもとより、時間外労働等を行わせている場合において、当該時間外労働等が技能等の修得等の活動の一環として行われ、技能実習生に対する技能等の修得等に係る指導が可能な体制が構築されていることが必要となります。</p> <p>(追加)</p>	<p>○ 時間外労働等について</p> <p>時間外労働や休日労働、深夜労働については、技能実習が、技能等の修得等を目的として行われる以上、技能実習を行わせる合理的な理由がない限り、原則として行われることが想定されていないものです。したがって、技能実習計画において、時間外労働等を当初から予定した申請がされることは、原則として想定されていません。</p> <p>なお、やむを得ない業務上の事情等により、時間外労働等を行う必要が有る場合には、労働関係法令を遵守して行うことはもとより、時間外労働等を行わせている場合において、当該時間外労働等が技能等の修得等の活動の一環として行われ、技能実習生に対する技能等の修得等に係る指導が可能な体制が構築されていることが必要となります。</p> <p>また、深夜労働については、技能実習が、技能等の修得等を目的として行われる以上、技能実習を行わせる合理的な理由がない限り、実習生の年齢にかかわらず、原則として行われること想定されておりません。一方で、技能実習計画において、交替制により深夜労働を行わせるにあたり、合理的な理由がある場合に限っては、申請が認められる余地はありと考えられます。</p>

4	P50	(3)【関係の省令の規定】	(追加)	<p>(特定就労活動に従事した者に関する特例)</p> <p>附則第4条 特定就労活動(法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める活動をいう。)に従事した者(次条に規定する旧特定就労活動従事者を除く。以下「特定就労活動従事者」という。)を雇用する者又は雇用しようとする者が、当該特定就労活動従事者に係る技能実習計画(第三号技能実習に係るものに限る。)を作成し、法第八条第一項の認定の申請をした場合においては、第十条第二項第三号トの規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="1249 501 2092 1465"> <tr> <td data-bbox="1249 501 1680 1465"> <p>ト 第三号技能実習に係るものである場合にあっては、第二号技能実習の終了後本国に一月以上帰国してから第三号技能実習を開始するものであること。</p> </td> <td data-bbox="1680 501 2092 1465"> <p>ト 次のいずれかに該当すること。</p> <p>(1) 第二号技能実習又は第二号技能実習に相当するもの(法附則第三条第三項の主務省令で定めるもの及び同条第五項の主務省令で定めるものをいう。以下このトにおいて同じ。)の終了後本国に一月以上一年未満の期間帰国してから特定就労活動(法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める活動をいう。以下同じ。)を開始し、かつ、当該特定就労活動の終了後本国に一年以上帰国してから第三号技能実習を開始するものであること。</p> <p>(2) 第二号技能実習又は第二号技能実習に相当するものの終了後本国に一年以上帰国してから特定就労活動を開始し、かつ、当該特定就労活動の終了後本国に一月以上帰国してから第三号技能実習を開始するも</p> </td> </tr> </table>	<p>ト 第三号技能実習に係るものである場合にあっては、第二号技能実習の終了後本国に一月以上帰国してから第三号技能実習を開始するものであること。</p>	<p>ト 次のいずれかに該当すること。</p> <p>(1) 第二号技能実習又は第二号技能実習に相当するもの(法附則第三条第三項の主務省令で定めるもの及び同条第五項の主務省令で定めるものをいう。以下このトにおいて同じ。)の終了後本国に一月以上一年未満の期間帰国してから特定就労活動(法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める活動をいう。以下同じ。)を開始し、かつ、当該特定就労活動の終了後本国に一年以上帰国してから第三号技能実習を開始するものであること。</p> <p>(2) 第二号技能実習又は第二号技能実習に相当するものの終了後本国に一年以上帰国してから特定就労活動を開始し、かつ、当該特定就労活動の終了後本国に一月以上帰国してから第三号技能実習を開始するも</p>
<p>ト 第三号技能実習に係るものである場合にあっては、第二号技能実習の終了後本国に一月以上帰国してから第三号技能実習を開始するものであること。</p>	<p>ト 次のいずれかに該当すること。</p> <p>(1) 第二号技能実習又は第二号技能実習に相当するもの(法附則第三条第三項の主務省令で定めるもの及び同条第五項の主務省令で定めるものをいう。以下このトにおいて同じ。)の終了後本国に一月以上一年未満の期間帰国してから特定就労活動(法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める活動をいう。以下同じ。)を開始し、かつ、当該特定就労活動の終了後本国に一年以上帰国してから第三号技能実習を開始するものであること。</p> <p>(2) 第二号技能実習又は第二号技能実習に相当するものの終了後本国に一年以上帰国してから特定就労活動を開始し、かつ、当該特定就労活動の終了後本国に一月以上帰国してから第三号技能実習を開始するも</p>					

				<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1247 113 1677 165"></td> <td data-bbox="1677 113 2092 165"> <p>のであること。</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1247 165 2092 600"> <p>(旧特定就労活動に従事した者に関する経過措置)</p> <p>附則第5条 旧特定就労活動(法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める活動をいう。)に従事した者(以下「旧特定就労活動従事者」という。)を雇用する者又は雇用しようとする者が、当該旧特定就労活動従事者に係る技能実習計画(第三号技能実習に係るものに限る。)を作成し、法第八条第一項の認定の申請をした場合においては、第十条第二項第三号トの規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1247 600 1677 1326"> <p>ト 第三号技能実習に係るものである場合にあっては、第二号技能実習の終了後本国に一月以上帰国してから第三号技能実習を開始するものであること。</p> </td> <td data-bbox="1677 600 2092 1326"> <p>ト 次のいずれかに該当すること。</p> <p>(1) 旧特定就労活動(法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める活動をいう。以下同じ。)の終了後本国に一年以上帰国してから第三号技能実習を開始するものであること。</p> <p>(2) 第二号技能実習に相当するもの(法附則第三条第三項の主務省令で定めるもの及び同条第五項の主務省令で定めるものをいう。)の終了後本国に一年以上帰国してから旧特定就労活動を開始し、かつ、当該旧特定就労活動の終了後本国に一月以上帰国してから第三号技能実習を開始するものであること。</p> </td> </tr> </table>		<p>のであること。</p>	<p>(旧特定就労活動に従事した者に関する経過措置)</p> <p>附則第5条 旧特定就労活動(法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める活動をいう。)に従事した者(以下「旧特定就労活動従事者」という。)を雇用する者又は雇用しようとする者が、当該旧特定就労活動従事者に係る技能実習計画(第三号技能実習に係るものに限る。)を作成し、法第八条第一項の認定の申請をした場合においては、第十条第二項第三号トの規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。</p>		<p>ト 第三号技能実習に係るものである場合にあっては、第二号技能実習の終了後本国に一月以上帰国してから第三号技能実習を開始するものであること。</p>	<p>ト 次のいずれかに該当すること。</p> <p>(1) 旧特定就労活動(法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める活動をいう。以下同じ。)の終了後本国に一年以上帰国してから第三号技能実習を開始するものであること。</p> <p>(2) 第二号技能実習に相当するもの(法附則第三条第三項の主務省令で定めるもの及び同条第五項の主務省令で定めるものをいう。)の終了後本国に一年以上帰国してから旧特定就労活動を開始し、かつ、当該旧特定就労活動の終了後本国に一月以上帰国してから第三号技能実習を開始するものであること。</p>
	<p>のであること。</p>									
<p>(旧特定就労活動に従事した者に関する経過措置)</p> <p>附則第5条 旧特定就労活動(法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める活動をいう。)に従事した者(以下「旧特定就労活動従事者」という。)を雇用する者又は雇用しようとする者が、当該旧特定就労活動従事者に係る技能実習計画(第三号技能実習に係るものに限る。)を作成し、法第八条第一項の認定の申請をした場合においては、第十条第二項第三号トの規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。</p>										
<p>ト 第三号技能実習に係るものである場合にあっては、第二号技能実習の終了後本国に一月以上帰国してから第三号技能実習を開始するものであること。</p>	<p>ト 次のいずれかに該当すること。</p> <p>(1) 旧特定就労活動(法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める活動をいう。以下同じ。)の終了後本国に一年以上帰国してから第三号技能実習を開始するものであること。</p> <p>(2) 第二号技能実習に相当するもの(法附則第三条第三項の主務省令で定めるもの及び同条第五項の主務省令で定めるものをいう。)の終了後本国に一年以上帰国してから旧特定就労活動を開始し、かつ、当該旧特定就労活動の終了後本国に一月以上帰国してから第三号技能実習を開始するものであること。</p>									

5	P51	②3行目	<p>教育機関の形態は問いませんが、教育を受けた期間については6か月以上であることが必要です。この場合、以下の資料を提出することが必要となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教育機関と実習実施者、監理団体又は外国の送出機関との間において締結された協定書の写し(教育機関の修了生に対し日本での技能実習を行うことを支援する内容が定められたものに限る。) ・ 教育機関の概要を明らかにする書類(同種の業務に関連する分野の教育を行っていることが分かる書類に限る。) 	<p>教育機関の形態は問いませんが、教育を受けた期間については6か月以上又は320時間以上であることが必要です。この場合、以下の資料を提出することが必要となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 技能実習生が教育機関に在籍したまま技能実習を行い、技能実習の終了後に当該教育機関に復学する予定である場合には、教育機関と実習実施者、監理団体又は外国の送出機関との間において締結された協定書の写し(教育機関の修了生に対し日本での技能実習を行うことを支援する内容が定められたものに限る。)又は協定内容証明書(参考様式第1-32号) ・ 教育機関の概要を明らかにする書類(同種の業務に関連する分野の教育を行っていることが分かる書類に限る。)(参考様式第1-33号)
6	P52	③7行目	<p>この場合は、技能実習生に技能実習を行う必要性について具体的に記載させた理由書(技能実習生の申告書(参考様式第1-20号)の別紙として作成したもの(様式自由))を提出することが必要となります。</p> <p>また、技能実習を行うために必要な最低限の訓練としては、2か月以上の期間かつ 320 時間以上の課程を有し、そのうち1か月以上の期間かつ 160 時間以上の課程が本邦での円滑な技能等の修得等に資する知識の科目に充てられた入国前講習でのほか、これに相当する訓練がこれに該当します。この場合、入国前講習実施(予定)表(参考様式第1-29号)を提出する必要があります。</p>	<p>この場合は、技能実習生に技能実習を行う必要性について具体的に記載させた理由書(技能実習生の申告書を行わせる理由書(参考様式第1-2022号)の別紙として作成したもの(様式自由))を提出することが必要となります。</p> <p>また、技能実習を行うために必要な最低限の訓練としては、①2か月以上の期間かつ 320 時間以上の課程を有し、そのうち1か月以上の期間かつ 160 時間以上の課程が本邦での円滑な技能等の修得等に資する知識(日本語及び本邦での生活一般に関する知識は含まない。)の科目に充てられた入国前講習である場合のほか、又は②2か月以上の期間かつ 320 時間以上の課程を有し、そのうち1か月以上の期間かつ 160 時間以上の課程が入国前講習、その余の1か月以上の期間かつ 160 時間以上の課程が技能実習と同種の業務に関連するこれに相当する訓練がこれに該当します。この場合、入国前講習実施(予定)表(参考様式第1-29号)(②の場合にあつては、これに加えて訓練実施(予定)表(参考様式第1-34号)及び技能実習生一覧表(参考様式第1-35号))を提出する必要があります。</p>

7	P52	2つ目○	<p>○ 規則第 10 条第2項第3号の「第二号技能実習の終了後本国に一月以上帰国してから第三号技能実習を開始するものであること」については、本国に1か月以上帰国する前に第3号技能実習の計画の認定申請を行う場合については、帰国の予定がある旨の記載を行うこととなります。(追加)</p>	<p>○ 規則第 10 条第2項第3号の「第二号技能実習の終了後本国に一月以上帰国してから第三号技能実習を開始するものであること」については、本国に1か月以上帰国する前に第3号技能実習の計画の認定申請を行う場合については、帰国の予定がある旨の記載を行うこととなります。なお、第2号技能実習の終了後に外国人建設・造船就労者受入事業により建設・造船業務に従事していた者については、規則附則第4条及び第5条に帰国期間の特例が定められていますので、技能実習生の履歴書(参考様式第1—3号)の「⑪訪日経験」欄の該当欄に所要の訪日経験及び帰国(予定)期間を記載する必要があります。建設・造船業務に従事していた者の帰国期間の詳細については、法務省又は厚生労働省のHPに掲載されている「新たな技能実習制度と建設・造船就労活動の関係」を御参照ください。</p>
8	P66	【留意事項】 1ポイント	<p>・ 機構は、技能実習生が技能検定等を受検する際の手続の支援を行います。この中で、技能検定等の合否結果を試験実施機関から機構へ提供することを想定しており、そのためには、あらかじめ技能実習生の同意が必要です。</p>	<p>・ 機構では、技能実習生が、技能実習の各段階において、技能検定又は技能評価試験を適切に受検し、次の段階に円滑に移行できるよう、監理団体(企業単独型技能実習の場合は実習実施者)からの申請に基づき、試験実施機関との調整による受検日程等の決定、合否結果の迅速な把握及び当該結果の技能実習計画認定の審査への円滑な反映等につなげていく業務を行っています。機構は、技能実習生が技能検定等を受検する際の手続の支援を行います。この中で、技能検定等の合否結果を試験実施機関から機構へ提供することを想定しており、そのためには、あらかじめ技能実習生の同意が必要です。</p>
9	P66	【留意事項】 3ポイント	<p>・ 技能実習計画の目標とした技能検定等の受検手続支援の申込みは、当該技能実習計画の認定申請時に行う予定です。詳細な申込方法等については、別途機構のHP等により周知していきます。</p>	<p>・ 技能実習計画の目標とした技能検定等の受検手続支援の申込方法等々は、当該技能実習計画の認定申請時に行う予定です。の詳細な申込方法等については、別途機構のHP等により周知していきます。</p>

10	P70	③ ※	③については、経過措置によって、当面の間、この条件を満たさなくても技能実習責任者となることが可能とされています。	③については、経過措置が平成32年3月31日に終了します。これによりすべての技能実習責任者は期限までに講習を受講することが必要となります。によって、当面の間、この条件を満たさなくても技能実習責任者となることが可能とされています。
11	P85	3つ目○ 追加	(追加)	○ 宿泊施設については、施行規則第14条第1号において「適切な宿泊施設を確保していること」と規定されているため、原則として、技能実習計画認定申請時に、契約により確保されている必要がありますが、それが困難である特段の事情がある場合には、確保予定の個別具体的な宿泊施設について、その概要が明らかになる資料(見取り図、写真等)を示しつつ、申請して差し支えありません(なお、技能実習計画の認定後、当該宿泊施設とは別の宿泊施設に変更することとなった場合には、計画の変更届出を行っていただく必要があります。)
12	P91	②	* 講習の整備から1年までは配点なし I 直近過去3年以内の技能実習指導員の講習受講歴 II 直近過去3年以内生活指導員の講習受講歴	* 講習の整備から1年までは配点なし平成31年4月1日から配点に含める I 直近過去3年以内の技能実習指導員の「技能実習指導員の講習」受講歴 II 直近過去3年以内の生活指導員の「生活指導員の講習」受講歴
13	P95	(2)2つ目○	○ なお、講習の整備から1年後以降において評価項目とするものであり、そのため、当面はこれを除く項目で評価を行うこととなります。	○ なお、平成31年4月1日から配点を計算に含め講習の整備から1年後以降において評価項目とするものであり、そのため、当面はこれを除く項目で評価を行うこととなります。
14	P97	②	② 次の分子分母によります。 ・ 分子 : 過去3年以内の失踪者数 ・ 分母 : 過去3年以内において新たに受入れを開始した技能実習生の総数	② 次の分子分母によります。 ・ 分子 : 直近過去3年以内の失踪者数 ・ 分母 : 直近過去3年以内において新たに受入れを開始した技能実習生の総数

15	P103	【留意事項】 1つめ○	○ 「常勤」の職員について 常勤の職員には、技能実習生を受け入れている実習実施者に継続的に雇用されている職員(いわゆる正社員をいいますが、正社員と同様の就業時間で継続的に勤務している日給月給者を含む。)が該当します。外国にある事業所に所属する常勤の職員及び技能実習生は、常勤の職員に該当しません。これは、技能実習生は、技能等を修得等する立場にあるため、実習実施者の指導体制の目安として設けている受入れ人数枠の算出根拠となる常勤の職員には含まないとするものです。 (追加)	○ 「常勤」の職員について 常勤の職員には、技能実習生を受け入れている実習実施者に継続的に雇用されている職員(いわゆる正社員をいいますが、正社員と同様の就業時間で継続的に勤務している日給月給者を含む。)が該当します。外国にある事業所に所属する常勤の職員及び技能実習生は、常勤の職員に該当しません。これは、技能実習生は、技能等を修得等する立場にあるため、実習実施者の指導体制の目安として設けている受入れ人数枠の算出根拠となる常勤の職員には含まないとするものです。 なお、法人の理事、監事、取締役、代表社員及び無限責任社員等の代表者は、法人の役員であり、職員として取り扱うことはできませんが、法人から労働の対価として報酬を受けている場合であって、法人から使用される者(例:取締役部長)については、役員が職員をも兼ねるものとして、職員として取り扱うことが可能です。
16	P104	【留意事項】 4つ目○	○ 農業における常勤の職員の取扱い 農業における常勤の職員については、申請者である農家が個人事業主である場合にあっては、確定申告をした前年分の収支内訳書(農業所得用)のうち「事業専従者の氏名等」欄に氏名の記載があるかなどを確認するほか、当該専従者の就労状況について具体的な説明を求めた上で、常勤の職員として認めることが適当か否か判断することとなります。	○ 農業等個人事業の場合における常勤の職員の取扱い 農業における常勤の職員については、申請者である農家が個人事業主である場合にあっては、確定申告をした前年分の収支内訳書(農業所得用)のうち「事業専従者の氏名等」欄に氏名の記載があるかなどを確認するほか、当該専従者の就労状況について具体的な説明を求めた上で、常勤の職員として認めることが適当か否か判断することとなります。なお、個人事業主本人についても常勤の職員として認めることが適当か否か判断する対象となります。
17	P104	【留意事項】 最後	(追加)	○ 複数の法人が共同で技能実習を行う場合の取扱い 複数の法人が共同で技能実習を行う場合の人数枠については、共同で技能実習を行う法人の常勤職員数を合算した上で、その常勤職員数に応じた技能実習生の人数枠を算出することとなります。当該技能実習を実施することとした後に、それぞれの法人が単独又は別の法人と共同で技能実習を実施することとした場合の人数枠については、共同で受入れた技能実習生を各法人ごとに在籍していることとして、当該法人の常

				<p>勤職員数を評価することとなります。</p> <p>○ 法務大臣及び厚生労働大臣が、継続的かつ安定的に企業単独型技能実習を行わせることができると認める体制とは、以下の要件を満たすことが必要です。</p> <p>① 中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律第2条第2項第1号に該当する場合</p> <p>ア 中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律第2条第2項第1号に該当すること</p> <p>A 製造業、建設業、運輸業、その他の業種の場合、資本金 3 億円以上又は常勤職員 301 人以上</p> <p>B 卸売業の場合、資本金 1 億円以上又は常勤職員 101 人以上</p> <p>C サービス業の場合、資本金 5000 万円以上又は常勤職員 101 人以上</p> <p>D 小売業の場合、資本金 5000 万円以上又は 51 人以上</p> <p>イ 帰国した技能実習生が技能実習の成果を発揮していること又は成果が期待できること</p> <p>② 中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律第2条第2項第1号に該当しない場合</p> <p>ア 技能実習生の受入れ実績を有すること</p> <p>イ 技能実習生の過去1年間の受入れにおいて改善命令を受けたことがないこと</p> <p>ウ 帰国した技能実習生が技能実習の成果を発揮していること</p> <p>エ 実習実施者になろうとする者について相応の常勤の職員数が在籍していることその他の十分な体制を有していること(常勤の職員数が 60 名以上であることを原則とします。)</p>
--	--	--	--	---

18	P108	【留意事項】 1つ目○	<p>○ 複数職種及び作業として行わせることのできる職種及び作業の数について</p> <p>複数職種及び作業として同時に行わせることができる職種及び作業の数は2が基本となり、通常3までが想定されています。これは、通常、主たる職種及び作業の目標を達成するために必要な時間を確保した上で、さらに、従たる職種及び作業の目標を達成することに、一定の時間の制約上の限界があると考えられるためです。同時に3つの職種及び作業に係る技能実習計画を提出する場合には、複数の職種及び作業に係る技能実習を行わせる理由書(参考様式第1-30号)において高いレベルでの説明が求められます。4以上の職種及び作業を同時に行わせる技能実習計画は、通常認められることを想定していません。(追加)</p>	<p>○ 複数職種及び作業として行わせることのできる職種及び作業の数について</p> <p>複数職種及び作業として同時に行わせることができる職種及び作業の数は2が基本となり、通常3までが想定されています。これは、通常、主たる職種及び作業の目標を達成するために必要な時間を確保した上で、さらに、従たる職種及び作業の目標を達成することに、一定の時間の制約上の限界があると考えられるためです。同時に3つの職種及び作業に係る技能実習計画を提出する場合には、複数の職種及び作業に係る技能実習を行わせる理由書(参考様式第1-30号)において高いレベルでの説明が求められます。4以上の職種及び作業を同時に行わせる技能実習計画は、通常認められることを想定していません。なお、複数の職種及び作業ごとに申請書の実習実施予定表を作成することになります。</p>
19	P108	【留意事項】 2つ目○7行目	<p>また、ある職種・作業の必須業務が、別の職種・作業の関連作業である場合も想定されますが、このような場合においては、当該業務へ従事する時間は、必須作業の職種・作業に従事する時間とカウントすることとなります。</p>	<p>また、ある職種・作業の必須業務が、別の職種・作業の関連作業業務である場合も想定されますが、このような場合においては、当該業務へ従事する時間は、必須作業業務の職種・作業に従事する時間とカウントすることとなります。</p>
20	P112	【留意事項】	<p>○ 住民票の写しについて</p> <p>マイナンバーの記載のないものの提出が必要です。また、日本人の場合には、本籍及び筆頭者氏名の記載があるものの提出が必要となります。外国人(特別永住者を除く。)の場合は、国籍(国又は地域)、在留資格、在留期間、在留期間の満了の日、在留カード番号が記載されたもの、特別永住者の場合は、特別永住者である旨、特別永住者証明書の番号が記載されたものに限ら</p>	<p>○ 住民票の写しについて</p> <p>マイナンバーの記載のないものの提出が必要です。また、日本人の場合には、本籍及び筆頭者氏名の記載があるものの提出が必要となります。外国人(特別永住者を除く。)の場合は、国籍(国又は地域)、在留資格、在留期間、在留期間の満了の日、在留カード番号が記載されたもの、特別永住者の場合は、特別永住者である旨、特別永住者証明書の番号が記載されたものに限られます。</p>

			れます。	
21	P112	【留意事項】	(追加)	<p>○ 技能実習に関する業務の執行に直接的に関与しない役員に係る住民票の写しについて</p> <p>役員の方は、住民票の写しを提出していただくことが原則ですが、技能実習に関する業務の執行に直接的に関与しない役員に関しては、住民票の写しに代えて、誓約書(技能実習に関する業務の執行に直接的に関与しない旨と法令に定められている欠格事由に該当する者ではない旨について申請者が確認し、誓約したもの。参考様式第 1-36 号参照。)の提出で代替可能です。</p> <p>ただし、誓約書を提出した役員が、その後の調査において、実際は技能実習に関する業務の執行に直接的に関与していたことが判明した場合や、欠格事由に該当していたことが判明した場合には、技能実習計画の認定の取消し等がなされることとなりますので御注意願います。また、個別の審査の過程において、追加で住民票の写しの提出をお願いする場合があります。</p>

22	P116	2つ目○	<p>○ 通常の変更をしようとする場合にあっては、変更に係る事由が発生した日から1か月以内に、機構の地方事務所・支所の認定課に技能実習計画軽微変更届出書(省令様式第3号)を提出しなければなりません。届出をするに際しては、次の表に掲げる変更事由に応じた書類を併せて提出することが求められます。</p> <p>(追加)</p>	<p>○ 通常の変更をしようとする場合にあっては、変更に係る事由が発生した日から1か月以内に、機構の地方事務所・支所の認定課に技能実習計画軽微変更届出書(省令様式第3号)を提出しなければなりません。届出をするに際しては、次の表に掲げる変更事由に応じた書類を併せて提出することが求められます。</p> <p>なお、省令様式第3号に記載する内容が、同様式の記の「1 認定番号」欄、「2 認定年月日」欄及び「4技能実習生」欄以外の記載が全て同一のときは、それら3つの欄の記載について、別紙を用いて表形式で記載すれば、同様式の提出は1通にまとめて届け出をすることも可能です。</p>
23	P142	3つ目○	<p>○ 技能実習生が技能実習計画の満了前に途中で帰国することとなる場合には、技能実習生に対し、意に反して技能実習を中止して帰国する必要がないことの説明や帰国の意思確認を書面により十分に行った上、技能実習生の帰国が決定した時点で帰国前に機構の地方事務所・支所の認定課へ届け出なければなりません。これは、旧制度において技能実習生の意に反して技能実習計画の満了前に帰国させるという事案が発生したことを受けたものです。</p>	<p>○ 技能実習生が技能実習計画の満了前に途中で帰国することとなる場合(技能実習計画上の技能実習期間を1日でも短縮する場合)には、技能実習生に対し、意に反して技能実習を中止して帰国する必要がないことの説明や帰国の意思確認を書面により十分に行った上、技能実習生の帰国が決定した時点で帰国前に機構の地方事務所・支所の認定課へ届け出なければなりません。これは、旧制度において技能実習生の意に反して技能実習計画の満了前に帰国させるという事案が発生したことを受けたものです。</p>
24	P159	【留意事項】 追加	(追加)	<p>【留意事項】</p> <p>○ 一般社団法人及び一般財団法人が申請を行う場合</p> <p>一般社団法人及び一般財団法人については、規則第29条第1項第1号から第8号に掲げる法人類型に該当しないものの、内閣総理大臣又は都道府県知事に申請を行い、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律上の要件を満たせば、規則第29条第1項第7号の公益社団法人又は同項第8号の公益財団法人となることができます。</p> <p>そのため、一般社団法人及び一般財団法人が監理事業を行うとして、監理団体の許可申請を行うことを希望する場合にあっては、原則として、</p>

				<p>公益社団法人又は公益財団法人の認定を受けることが必要ですので、以下の手順で手続きを進めてください。</p> <p>① 一般社団法人又は一般財団法人として、機構に監理団体の許可申請を行います(③の公益認定を受けるまでの間は審査は留保されません。)</p> <p>↓</p> <p>② 機構から交付を受けた監理団体の許可申請に係る申請受理票及び監理団体の許可申請書の写しとともに、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づく公益認定の申請を行います(公益認定に通常要すべき標準的な期間は4か月とされています。)</p> <p>↓</p> <p>③ 公益認定を受けた場合には、それを証する書類を機構に提出することで、監理団体の許可申請に係る審査が再開されます。</p> <p>↓</p> <p>④ 公益社団法人又は公益財団法人として、監理団体の許可申請に係る許否が決定されます。</p>
25	P168	【留意事項】 1つ目○	<ul style="list-style-type: none"> 修得等をさせようとする技能等について一定の経験又は知識を有すると認められる技能実習計画作成指導者は、「取扱職種について5年以上の実務経験を有する者」か「取扱職種に係る技能実習計画作成の指導歴を有する者」である必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> 修得等をさせようとする技能等について一定の経験又は知識を有すると認められる技能実習計画作成指導者は、監理団体の役職員(常勤・非常勤は問わない。)であって、「取扱職種について5年以上の実務経験を有する者」か「取扱職種に係る技能実習計画作成の指導歴を有する者」である必要があります。

26	P173	第3 財産的 基礎に関するもの 最後	(追加)	<p>○ 直近期末において債務超過となっている場合には、中小企業診断士、公認会計士等の企業評価を行う能力を有すると認められる公的資格を有する第三者が改善の見通しについて評価を行った書面の提出に当たって、以下の内容を具体的に記載いただく必要があります。</p> <p>① 債務超過の主な原因</p> <p>② 債務超過に対する具体的な取組 例えば、団体としての独自事業(事業協同組合における共同購買事業等)や増資など</p> <p>※ 監理団体が実習実施者から徴収する監理費については、実費の額を超えない額で徴収することとされており(技能実習法施行規則第37条)、技能実習生受入事業により収益が上がることは想定されません。</p> <p>③ 債務超過を解消できる期間(見込み) 許可日から3年後の時点で確認できる財務諸表において債務超過が解消できることが必要。</p>
27	P178	<外部役員を置く方法> 1つ目○ ※	※ 経過措置によって、当面の間、講習を修了しなくても外部役員となることが可能とされています。	※ 経過措置が平成32年3月31日に終了します。これによりすべての外部役員は期限までに講習を受講することが必要となります。によって、当面の間、講習を修了しなくても外部役員となることが可能とされています。
28	P179	<外部監査の措置を講じる方法>1つ目○ ※	※ 経過措置によって、当面の間、講習を修了しなくても外部監査人となることが可能とされています。	※ 経過措置が平成32年3月31日に終了します。これによりすべての外部監査人は期限までに講習を受講することが必要となります。によって、当面の間、講習を修了しなくても外部監査人となることが可能とされています。
29	P180	【留意事項】 3つめ○	(追加)	・ 外部役員は、常勤・非常勤を問いません。

30	P181	【留意事項】 4つめ○	(追加)	・ ただし、既に特定の監理団体の外部役員になっている者が、他の監理団体の外部監査人を兼務することはできません。
31	P185	①1行目	* 講習の整備から1年までは最大40点	* 平成31年4月1日から配点に含める講習の整備から1年までは最大40点
32	P188	3つ目○	○ なお、講習の整備から1年後以降において評価項目とするものであり、そのため、当面はこれを除く項目で評価を行うこととなります。	○ なお、講習の整備から1年後以降において評価当該項目については、とするものであり、そのため、当面はこれを除く項目で評価平成31年4月1日から配点を計算に含め評価を行うこととなります。
33	P194	(2)①	① 所在地が適切であること 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)で規制する風俗営業や性風俗関連特殊営業等が密集するなど、監理事業の運営に好ましくない場所がないこと。 (追加)	① 所在地が適切であること 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)で規制する風俗営業や性風俗関連特殊営業等が密集するなど、監理事業の運営に好ましくない場所がないこと。 例えば、同一の建物内に風俗店が存在している場合は、同建物全体の床面積の過半数を風俗店が占めている、あるいは、同建物全体の店舗数の過半数を風俗店が占めている場合には、風俗店が密集している場所と考えられます。 また、監理事業を行う事業所の建物と風俗店の建物が別である場合であっても、監理事業を行う事業所の建物の両隣が双方ともに建物全体の店舗数の過半数を風俗店が占めている建物である場合には、風俗店が密集している場所とみなされます。

34	P199	【留意事項】	(追加)	<p>○ 監理事業に直接的に関与しない役員に係る住民票の写しについて 役員の方は、住民票の写しを提出していただくことが原則ですが、監理事業に直接的に関与しない役員に関しては、住民票の写しに代えて、誓約書(監理事業に直接的に関与しない旨と法令に定められている欠格事由に該当する者ではない旨について申請者が確認し、誓約したもの。参考様式第2-18号参照。)の提出で代替可能です。</p> <p>ただし、誓約書を提出した役員が、その後の調査において、実際は監理事業に直接的に関与していたことが判明した場合や、欠格事由に該当していたことが判明した場合には、監理団体の許可の取消し等がなされることとなりますので御注意願います。また、個別の審査の過程において、追加で住民票の写しの提出をお願いする場合があります。</p>
35	P211	②	<p>(追加)</p> <p>② 受け入れる技能実習生の国籍(国又は地域)に関するもの</p> <p>「実習監理をする団体監理型技能実習生の国籍は、相談体制が構築された国籍の範囲に限る。」(監理団体が受け入れている技能実習生の国籍に応じた相談応需体制を整備していなければならないという趣旨(規則第52条第14号参照))</p>	<p>② 特定の職種及び作業に関するもの</p> <p>「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則(平成28年法務省・厚生労働省令第3号)第29条第2項又は第52条第1号若しくは第16号の規定に基づき、法務大臣及び厚生労働大臣が特定の職種及び作業として指定している職種及び作業(●●職種の●●作業を除く。)を除く。」(法務大臣及び厚生労働大臣が特定の職種及び作業として指定しているものについて、事業所管大臣が告示をもって監理団体の法人、業務の実施に関する基準等を定めている場合には、当該告示に定める基準を満たしていることを主務大臣が確認した上で実習監理を行わせる趣旨)</p> <p>③② 受け入れる技能実習生の国籍(国又は地域)に関するもの</p> <p>「実習監理をする団体監理型技能実習生の国籍は、相談体制が構築された国籍の範囲に限る。」(監理団体が受け入れている技能実習生の国籍に応じた相談応需体制を整備していなければならないという趣旨(規則第52条第14号参照))</p>

36	P212	2つ目○	○ 監理団体は、許可に条件が付された後に、条件が付された理由が解消された場合には、当該条件の 解除 を申し出ることができます。この場合は、事前に機構の本部事務所の審査課に御相談ください。	○ 監理団体は、許可に条件が付された後に、条件が付された理由が解消された場合には、当該条件の 変更解除 を申し出ることができます。この場合は、事前に機構の本部事務所の審査課に御相談ください。
37	P212	第7節最後	(追加)	【留意事項】 ○ 監理団体が特定の職種・作業に係る技能実習を新たに行う場合又は特定の職種及び作業に係る事業所管大臣が告示をもって定める監理団体の法人、業務の実施に関する基準を満たさなくなった場合について 監理団体が新たに特定の職種・作業に係る技能実習を新たに行う場合又は特定の職種及び作業に係る事業所管大臣が告示をもって定める監理団体の法人、業務の実施に関する基準を満たさなくなった場合には、監理団体許可に係る上記②などの条件の変更が必要となります。要件を満たすこととなる場合には、特定の職種・作業の固有条件に係る確認書類とともに、監理団体許可条件変更申出書(参考様式第2-17号)を提出しなければなりません。
38	P221	表 監理団体の変更届 11 申請書記載 事項欄	団体監理型技能実習の取扱職種の範囲等 (追加)	団体監理型技能実習の取扱職種の範囲等 (法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の職種及び作業に係るものを除く)
39	P221	表 監理団体の変更届 11 添付資料欄	【職種を増やす場合】	【職種を追加する増やす場合】

40	P221	表 監理団 体の変更届 11 特記事項欄	・法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の職 種及び作業に係る技能実習を新たに行わせようとする場 合については、変更届出と同時に許可証の書換申請も 必要。	(削除)
41	P221	表 監理団 体の変更届 番号	—	12
42	P221	表 監理団 体の変更届 12 申請書 記載事項欄	—	団体監理型技能実習の取扱職種の範囲等 (法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の職種及び作業を 追加又は削除する場合)
43	P221	表 監理団 体の変更届 12 届出の要否 欄	—	○
44	P221	表 監理団 体の変更届 12 添付資料欄	—	【職種を追加する場合】 ・計画作成指導者の履歴書
45	P221	表 監理団 体の変更届 12 特記事項欄	—	・特定の職種及び作業を新たに追加する場合又は特定の職種及び作業 に係る事業所管大臣が告示をもって定める監理団体の法人、業務の実 施に関する基準等を満たさなくなった場合は、監理団体許可条件の変更 の申出が必要。

				・特定の職種及び作業を追加する場合は、上記基準を満たすことを証する資料の提出も必要。
46	P221	表 監理団 体の変更届 番号欄	12	1312
47	P222	表 監理団 体の変更届 番号欄	13	1413
48	P222	表 監理団 体の変更届 番号欄	14	1514
49	P222	表 監理団 体の変更届 番号欄	15	1615
50	P223	表 監理団 体の変更届 番号欄	16	1716

51	P223	表 監理団 体の変更届 番号欄	17	1817
52	P223	表 監理団 体の変更届 番号欄	18	1918
53	P223	表 監理団 体の変更届 番号欄	19	2019
54	P223	表 監理団 体の変更届 番号欄	20	2120
55	P235	③ ※	③については、経過措置によって、当面の間、この条件を満たさなくても監理責任者となることが可能とされています。	③については、経過措置が平成32年3月31日に終了します。これによりすべての監理責任者は期限までに講習を受講することが必要となります。によって、当面の間、この条件を満たさなくても監理責任者となることが可能とされています。
56	P253	第1節3つ目 ○	○ この実習実施者や監理団体による相談応需・情報提供等に加え、主務大臣自らも、技能実習生の相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うことが求められています。具体的には、法の施行後に、機構において、母国語による相談窓口(電話、メール等)を整	○ この実習実施者や監理団体による相談応需・情報提供等に加え、主務大臣自らも、技能実習生の相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うことが求められています。具体的には、法の施行後に、機構において、母国語による相談窓口(電話、メール等)を整

			備し、日本で生活をするに当たって生ずる様々な問題や職場で技能実習を行うに当たって生ずる様々な問題について対応します。	うに当たって生ずる様々な問題について対応します。																								
57	P253	第1節4つ目 ○	<p>○ 機構における母国語による相談窓口の詳細(対応言語・日時、専用電話番号、専用メールアドレス等)については、機構のHP等により周知していきます。</p> <p>また、当該情報については、入国時に技能実習生に配付する技能実習生手帳にも記載しますので、入国後講習において、法的保護に必要な情報の科目を行う際に、技能実習生に対して技能実習生手帳を教材として使用して確実に周知することが必要です。</p> <p>(追加)</p>	<p>○ 機構における母国語による相談窓口については、以下のとおりですが、の詳細(対応言語・日時、専用電話番号、専用メールアドレス等)は、機構のHP等を確認してくださいにより周知していきます。</p> <p>また、当該情報については、入国時に技能実習生に配付する技能実習生手帳にも記載しますので、入国後講習において、法的保護に必要な情報の科目を行う際に、技能実習生に対して技能実習生手帳を教材として使用して確実に周知することが必要です。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対応言語</th> <th>対応日時</th> <th>電話番号</th> <th>母国語相談サイトUR</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ベトナム語</td> <td>月、水、金 11:00～19:00</td> <td>0120-250-168</td> <td>http://www.support.otit.go.jp/soudan/vi/</td> </tr> <tr> <td>中国語</td> <td>月、水、金 11:00～19:00</td> <td>0120-250-169</td> <td>http://www.support.otit.go.jp/soudan/cn/</td> </tr> <tr> <td>インドネシア語</td> <td>火、木 11:00～19:00</td> <td>0120-250-192</td> <td>http://www.support.otit.go.jp/soudan/id/</td> </tr> <tr> <td>フィリピン語</td> <td>火、木 11:00～19:00</td> <td>0120-250-197</td> <td>http://www.support.otit.go.jp/soudan/phi/</td> </tr> <tr> <td>英語</td> <td>火、木 11:00～19:00</td> <td>0120-250-147</td> <td>http://www.support.otit.go.jp/soudan/en/</td> </tr> </tbody> </table>	対応言語	対応日時	電話番号	母国語相談サイトUR	ベトナム語	月、水、金 11:00～19:00	0120-250-168	http://www.support.otit.go.jp/soudan/vi/	中国語	月、水、金 11:00～19:00	0120-250-169	http://www.support.otit.go.jp/soudan/cn/	インドネシア語	火、木 11:00～19:00	0120-250-192	http://www.support.otit.go.jp/soudan/id/	フィリピン語	火、木 11:00～19:00	0120-250-197	http://www.support.otit.go.jp/soudan/phi/	英語	火、木 11:00～19:00	0120-250-147	http://www.support.otit.go.jp/soudan/en/
対応言語	対応日時	電話番号	母国語相談サイトUR																									
ベトナム語	月、水、金 11:00～19:00	0120-250-168	http://www.support.otit.go.jp/soudan/vi/																									
中国語	月、水、金 11:00～19:00	0120-250-169	http://www.support.otit.go.jp/soudan/cn/																									
インドネシア語	火、木 11:00～19:00	0120-250-192	http://www.support.otit.go.jp/soudan/id/																									
フィリピン語	火、木 11:00～19:00	0120-250-197	http://www.support.otit.go.jp/soudan/phi/																									
英語	火、木 11:00～19:00	0120-250-147	http://www.support.otit.go.jp/soudan/en/																									

				<table border="1"> <tr> <td>タイ語</td> <td>火、木 11:00～19:00</td> <td>0120-250-198</td> <td>http://www.support.otit.go.jp/soudan/th/</td> </tr> </table>	タイ語	火、木 11:00～19:00	0120-250-198	http://www.support.otit.go.jp/soudan/th/
タイ語	火、木 11:00～19:00	0120-250-198	http://www.support.otit.go.jp/soudan/th/					
58	P254	3つ目○	<p>○ また、主務大臣はその措置の円滑な実施のために必要があると認めるときは、実習実施者や監理団体等に対する指導及び助言を行うことができます。</p> <p>具体的には、法の施行後に、機構において、転籍を支援するためのポータルサイトを運用し、同サイトにおいて、実習先変更を希望する技能実習生を新たに受け入れることができる監理団体の情報を掲載することにより、技能実習を行わせることが困難となった実習実施者や監理団体等が、技能実習生の新たな受入れ先を円滑に確保するための措置を講ずることとしています。詳細は、機構のHP等により周知してまいります。</p> <p>(追加)</p>	<p>○ また、主務大臣はその措置の円滑な実施のために必要があると認めるときは、実習実施者や監理団体等に対する指導及び助言を行うことができます。</p> <p>具体的には、法の施行後に、機構HPにおいて、転籍を支援するための「監理団体向け実習先変更支援サイト」(https://www.support.otit.go.jp/kanri/)を開設ポータルサイトを運用しており、同サイトにおいて、実習先変更を希望する技能実習生を新たに受け入れることができる監理団体の情報を掲載しています。することこれにより、技能実習を行わせることが困難となった実習実施者や監理団体等が、技能実習生の新たな受入れ先を円滑に確保するための措置を講ずることとしています。詳細は、機構のHP等により周知を確認してまいりますください</p> <p>なお、機構では、やむを得ない事情で技能実習の実施が困難となった技能実習生を受け入れていただける監理団体及び実習実施者を募集しておりますので、御検討、御協力いただける方は、機構本部の技能実習部援助課(援助・相談班)に、御相談ください。</p>				
59	P255	2つめ○	<p>○ 実習先変更に関急性を要する場合等の対応について</p> <p>実習先変更に関急性を要する場合に、実習実施者や監理団体等の自助努力のみでは転籍先を確保できない場合も想定されますが、そのような場合には、必ず事前に、実習実施者や監理団体等の所在地を管轄する機構の地方事務所に相談をすることが必要です。</p>	<p>○ 実習先変更に関急性を要する場合等の対応について</p> <p>実習先変更に関急性を要する場合に、実習実施者や監理団体等の自助努力のみでは転籍先を確保できない場合も想定されますが、そのような場合には、監理団体等に対して個別の支援を行えるケースがありますので、まずは機構本部の技能実習部援助課(援助・相談班)に、御相談ください必ず事前に、実習実施者や監理団体等の所在地を管轄する機構の地方事務所に相談をすることが必要です。</p>				

60	P255	4つめ○追加	(追加)	○ 機構では、技能実習生が、技能実習の各段階において、技能検定又は技能評価試験を適切に受検し、次の段階に円滑に移行できるよう、監理団体(企業単独型技能実習の場合は実習実施者)からの申請に基づき、試験実施機関との調整による受検日程等の決定、合否結果の迅速な把握及び当該結果の技能実習計画認定の審査への円滑な反映等につなげていく業務を行っています。 詳細は、機構のHPを確認してください。
61	P256	第3節最後	(追加)	【留意事項】 ○ 機構による受検支援の申込み時期 第1号技能実習に対する支援受付は、技能実習修了の6か月前から開始。 第2号技能実習及び第3号技能実習に対する支援受付は、技能実習修了の12か月前から開始(但し、平成30年1月末までは、実習修了の6か月前の実習生も対象とする。)
62	P260	1つ目○	※ 経過措置によって、当面の間、養成講習を受講しなくとも監理責任者、指定外部役員若しくは外部監査人又は技能実習責任者となることが可能とされていますが、養成講習の整備後は一定期間以内に受講をしていただく必要があります。これについては、今後、別途お知らせします。	※ 経過措置が平成32年3月31日に終了します。によって、当面の間、これにより養成講習を受講しなくとも対象者である監理責任者、指定外部役員若しくは外部監査人又は技能実習責任者は期限までに講習を受講することが必要となります。となることが可能とされていますが、養成講習の整備後は一定期間以内に受講をしていただく必要があります。これについては、今後、別途お知らせします。
63	P260	2つ目○	○ 監理団体の監理責任者以外の職員(監査を担当する職員)、技能実習指導員及び生活指導員については、養成講習の受講は義務付けられてはいませんが、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護の観点から、これらの者についても、養成講習を受講することが望まれます。特に、これらの者に対し3年ごとに養成講習を受講させることが、優良な監理団体又は優良な実習実施者と判断する要件の1つとなっています(P88及	○ 監理団体の監理責任者以外の職員(監査を担当する職員)、技能実習指導員及び生活指導員については、養成講習の受講は義務付けられてはいませんが、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護の観点から、これらの者についても、養成講習を受講することが望まれます。特に、これらの者に対し3年ごとに養成講習を受講させることが、優良な監理団体又は優良な実習実施者と判断する要件の1つとなっています(P88及びP184参照。)

			びP184参照。)	
64	P260	3つ目○	○ 養成講習機関名及び講習実施日程は、主務省庁のHPで案内していますので、御確認の上、各養成講習機関に受講の申込みを行ってください。	○ 養成講習機関名及び講習実施日程は、主務省庁のHP(法務省： http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00144.html 、厚生労働省： http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000158734.html)で案内していますので、御確認の上、各養成講習機関に受講の申込みを行ってください。
65	P262	2つ目○	○ 平成30年度以降の養成講習機関の募集は、毎年、前年度の12月1日から1月31日までを募集期間とする予定です。この場合、12月中下旬又は1月中下旬に予定している説明会のいずれかに参加することが必要となります。 ※平成29年度は、平成29年4月7日から平成29年5月31日までを募集期間としています。4月中下旬又は5月中下旬に予定している説明会のいずれかに参加することが必要となります。	○ 平成30年度以降の養成講習機関の募集は、毎年、前年度の12月1日から1月31日までを募集期間とする予定です。この場合、12月中下旬又は1月中下旬に予定している説明会のいずれかに参加することが必要となります。 ※平成29年度は、平成29年4月7日から平成29年5月31日までを募集期間としています。4月中下旬又は5月中下旬に予定している説明会のいずれかに参加することが必要となります。
66	P264	1つ目○	○ 養成講習機関番号を発行した養成講習機関については、養成講習機関番号とともに、主務大臣の告示をもって公表します。(平成29年度は秋頃、平成30年度以降は毎年度4月1日頃を予定しています。)	○ 養成講習機関番号を発行した養成講習機関については、養成講習機関番号とともに、主務大臣の告示をもって公表します。(平成29年度は秋頃、平成30年度以降は毎年度4月1日頃を予定しています。)
67	別紙 ②	— (番号)7 (留意事項) 3ホツ目	・日本人の場合は、本籍及び筆頭者氏名の記載のあるもの。	・日本人の場合は、本籍及び筆頭者氏名の記載のあるもの。

68	別紙 ②	— (番号)8 (留意事項) 2ホツ目	・日本人の場合は、本籍及び筆頭者氏名の記載のあるもの。	・日本人の場合は、本籍及び筆頭者氏名の記載のあるもの。
69	同上	1-28 (番号)21 (必要な書類 の欄)	外国の所属機関による証明書(団体監理型技能実習)	次の①～③のうちいずれかの資料 ①外国の所属機関による証明書(団体監理型技能実習) ②教育機関の概要書、外国の公的機関若しくは教育機関又は外国の公私の機関が実施した場合は、技能実習生が履修した科目について当該実施機関が証明する文書 ③技能実習を行わせる理由書、訓練実施予定表、訓練実習生一覧表
70	同上	1-28 (番号)21 (様式番号)	参考様式第 1-28 号	①参考様式第 1-28 号 ②参考様式第 1-33 号、証明書 ③参考様式第 1-22、1-34、1-35 号
71	同上	1-28 (番号)21 (留意事項)	技能実習生が本国を出国する時点で所属している勤務先がある場合に提出が必要。	(①の場合) 技能実習生が本国を出国する時点で所属している勤務先がある場合に提出が必要。
72	同上	様式自由 (番号)48 (必要な書類 の欄)	外国の公的機関若しくは教育機関又は外国の公私の機関が実施した場合は、技能実習生が履修した科目について当該実施機関が証明する文書	(削除)
73	同上	— (番号)49 (必要な書類 の欄)	外国の公的機関若しくは教育機関又は外国の公私の機関が実施した場合は、当該実施機関の概要を明らかにする書類(パンフレット等)	(削除)

74	同上	— (番号)50 (番号の欄)	50	48																																				
75	同上	1-24 (番号)51 (番号の欄)	51	49																																				
76	同上	1-25 (番号)52 (番号の欄)	51	50																																				
77	別紙 ②	— (番号)53 (番号の欄)	53	51																																				
78	別紙 ④	七 その他の表	七 その他(十二職種二十四作業) <table border="1"> <thead> <tr> <th>コード</th> <th>職種</th> <th>作業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>7-12-1</td> <td>ビルクリーニ ング</td> <td>ビルクリーニング作業</td> </tr> </tbody> </table> (追加)	コード	職種	作業	(略)	(略)	(略)	7-12-1	ビルクリーニ ング	ビルクリーニング作業	七 その他(十三職種二十四二十五作業) <table border="1"> <thead> <tr> <th>コード</th> <th>職種</th> <th>作業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>7-12-1</td> <td>ビルクリーニ ング</td> <td>ビルクリーニング作業</td> </tr> <tr> <td>7-13-1</td> <td>介護</td> <td>介護</td> </tr> </tbody> </table>	コード	職種	作業	(略)	(略)	(略)	7-12-1	ビルクリーニ ング	ビルクリーニング作業	7-13-1	介護	介護															
コード	職種	作業																																						
(略)	(略)	(略)																																						
7-12-1	ビルクリーニ ング	ビルクリーニング作業																																						
コード	職種	作業																																						
(略)	(略)	(略)																																						
7-12-1	ビルクリーニ ング	ビルクリーニング作業																																						
7-13-1	介護	介護																																						
79	別紙 ⑧	○参考様式 一覧	<table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>No</th> <th>様式名</th> <th>様式番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>申請(認定)</td> <td>1</td> <td>申請取下げ書</td> <td>参考様式第 1-31 号</td> </tr> <tr> <td>申請(許可)</td> <td>2</td> <td>申請者の概要書</td> <td>参考様式第 2-1 号</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	分類	No	様式名	様式番号	(略)	(略)	(略)	(略)	申請(認定)	1	申請取下げ書	参考様式第 1-31 号	申請(許可)	2	申請者の概要書	参考様式第 2-1 号	(略)		(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>No</th> <th>様式名</th> <th>様式番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>申請(認定)</td> <td>1</td> <td>申請取下げ書</td> <td>参考様式第 1-31 号</td> </tr> <tr> <td>申請(認定)</td> <td>1</td> <td>協定内容証明書 (団体監理型技能実 習)</td> <td>参考様式第 1-32 号</td> </tr> </tbody> </table>	分類	No	様式名	様式番号	(略)	(略)	(略)	(略)	申請(認定)	1	申請取下げ書	参考様式第 1-31 号	申請(認定)	1	協定内容証明書 (団体監理型技能実 習)	参考様式第 1-32 号
分類	No	様式名	様式番号																																					
(略)	(略)	(略)	(略)																																					
申請(認定)	1	申請取下げ書	参考様式第 1-31 号																																					
申請(許可)	2	申請者の概要書	参考様式第 2-1 号																																					
(略)		(略)	(略)																																					
分類	No	様式名	様式番号																																					
(略)	(略)	(略)	(略)																																					
申請(認定)	1	申請取下げ書	参考様式第 1-31 号																																					
申請(認定)	1	協定内容証明書 (団体監理型技能実 習)	参考様式第 1-32 号																																					

81	別紙 ⑧	参考様式 第 1-3 号 (項番)	<p>⑤生年月日</p> <p>⑥現住所</p> <p>⑦学歴</p> <p>⑧職種</p> <p>⑨修得等をしようとする技能歴に係る職歴</p> <p>⑩母国語以上の学力</p> <p>⑪訪日経験</p> <p>⑫技能実習経験及びその区分</p> <p>⑬過去の在留資格認定証明書不交付の有無</p> <p>⑭その他</p> <p>⑮技能実習生の署名</p>	<p>⑥⑤生年月日</p> <p>⑦⑥現住所</p> <p>⑧⑦学歴</p> <p>⑨⑧職種</p> <p>⑩⑨修得等をしようとする技能歴に係る職歴</p> <p>⑪⑩母国語以上の学力</p> <p>⑫⑪訪日経験</p> <p>⑬⑫技能実習経験及びその区分</p> <p>⑭⑬過去の在留資格認定証明書不交付の有無</p> <p>⑮⑭その他</p> <p>⑯⑮技能実習生の署名</p>
82	別紙 ⑧	参考様式 第 1-3 号 (⑪欄)	<p>有 (~) ・ 無</p> <p>(追記)</p>	<p>有 (~) ・ 無</p> <p><input type="checkbox"/> 外国人建設・造船就労者受入事業により本邦で就労したことがある場合</p> <p>第2号技能実習終了後の帰国期間(年 月 日 ~ 年 月 日)</p> <p>建設・造船就労終了後の帰国期間(年 月 日 ~ 年 月 日)</p>
83	同上	参考様式 第 1-11 号 (⑤欄)	<p>●本邦の公私の機関の外国にある事業所の場合</p> <p><input type="checkbox"/> 支店</p> <p><input type="checkbox"/> その他()</p> <p>●外国の公私の機関の外国にある事業所の場合</p> <p><input type="checkbox"/> 子会社(出資率)</p> <p><input type="checkbox"/> 取引会社(取引期間 、取引実績(年間取引額) 円)</p> <p><input type="checkbox"/> その他()</p>	<p>●本邦の公私の機関の外国にある事業所の場合</p> <p><input type="checkbox"/> 支店</p> <p><input type="checkbox"/> 子会社(出資率)</p> <p><input type="checkbox"/> その他()</p> <p>●外国の公私の機関の外国にある事業所の場合</p> <p><input type="checkbox"/> 子会社(出資率)</p> <p><input type="checkbox"/> 取引会社(取引期間 、取引実績(年間取引額) 円)</p> <p><input type="checkbox"/> その他()</p>

84	同上	参考様式 第 1-15 号 IV. 労働時 間等	4. 年間総所定労働日数（1年目 日、2年目 日、3年 目 日、4年目 日、5年目 日）	4. 年間総所定労働日数（1年目 日、2年目 日、3年目 日、 4年目— 日、5年目—日 ）
85	同上	参考様式 第 1-15 号 IX. その他	・社会保険の加入状況（ <input type="checkbox"/> 厚生年金、 <input type="checkbox"/> 国民年金、 <input type="checkbox"/> 健 康保険、 <input type="checkbox"/> 国民健康保険、 <input type="checkbox"/> その他（ ）） ・労働保険の適用（ <input type="checkbox"/> 雇用保険、 <input type="checkbox"/> 労災保険） ・雇入れ時の健康診断 年 月 ・初回の定期健康診断 年 月（その後 ごとに実施）	・社会保険・労働保険の加入状況（ <input type="checkbox"/> 厚生年金、 <input type="checkbox"/> 国民年金、 <input type="checkbox"/> 健康保 険、 <input type="checkbox"/> 国民健康保険、 <input type="checkbox"/> 雇用保険、 <input type="checkbox"/> 労災保険、 <input type="checkbox"/> その他（ ）） ・労働保険の適用（<input type="checkbox"/>雇用保険、<input type="checkbox"/>労災保険） ・雇入れ時の健康診断 年 月 ・初回の定期健康診断 年 月（その後 ごとに実施）
86	別紙 ⑧	参考様式 第 1-15 号 別紙	(c) 雇用保険料 (約 円)	(c) 雇用労働 保険料 (約 円)
87	同上	参考様式 第 1-27号 ②A	(追加)	→ 個人農業者や家族経営の事業に従事していた者等については、地方 政府、業界団体等による証明書(参考様式第 1-28 号)を添付(Bによ る証明の場合は添付不要)
88	同上	参考様式 第 1-28号 (注意)	(追加)	3 個人農業者や家族経営の事業に従事していた者等の場合は、地方政 府、業界団体等による証明でも差し支えない。

89	別紙 ⑧	参考様式 第1-32号	—	(追加)																					
90	同上	参考様式 第1-33号	—	(追加)																					
91	同上	参考様式 第1-34号	—	(追加)																					
92	同上	参考様式 第1-35号	—	(追加)																					
93	同上	参考様式 第1-36号	—	(追加)																					
94	同上	参考様式 第2-16号	<p>七 その他(十二職種二十四作業)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>コード</th> <th>職種</th> <th>作業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>7-12-1</td> <td>ビルクリーニ ング</td> <td>ビルクリーニング作業</td> </tr> </tbody> </table>	コード	職種	作業	(略)	(略)	(略)	7-12-1	ビルクリーニ ング	ビルクリーニング作業	<p>七 その他(十三十二職種二十五二十四作業)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>コード</th> <th>職種</th> <th>作業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>7-12-1</td> <td>ビルクリーニ ング</td> <td>ビルクリーニング作業</td> </tr> <tr> <td>7-13-1</td> <td>介護</td> <td>介護</td> </tr> </tbody> </table>	コード	職種	作業	(略)	(略)	(略)	7-12-1	ビルクリーニ ング	ビルクリーニング作業	7-13-1	介護	介護
コード	職種	作業																							
(略)	(略)	(略)																							
7-12-1	ビルクリーニ ング	ビルクリーニング作業																							
コード	職種	作業																							
(略)	(略)	(略)																							
7-12-1	ビルクリーニ ング	ビルクリーニング作業																							
7-13-1	介護	介護																							
95	同上	参考様式 第2-17号	—	(追加)																					
96	同上	参考様式 第2-18号	—	(追加)																					